

令和5年10月10日（火）午前9時00分より、10月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場2階協議会室にて開催した。

議題  
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（県許可）  
議案第3号 農地転用計画変更承認申請について  
議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）  
議案第5号 農用地利用集積計画における所有権移転について（推進機構）  
議案第6号 令和5年度大刀洗町農地利用集積計画（案）（11月分）について  
議案第7号 あっせん申し出について  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について  
報告第2号 農地改良行為届について  
その他

次回農業委員会開催期日 （予定）令和5年11月10日（金） 午前9時30分より

【出席委員】  
2番 棚町泰 3番 平田信継 4番 實藤正敏  
5番 白石和雄 6番 久保満 7番 井手国春 8番 矢野等司  
9番 佐田敏弘 10番 樋口安子 11番 柳繁彰  
12番 秋吉馨 13番 花田由美子 14番 渡邊芳治 15番 山見良一  
16番 黒岩末義 17番 平田利雄 18番 河野政之 19番 松本清美  
【欠席委員】 1番 森田和範

事務局 矢永 孝治 辻 祐介 辻 清人

議長 柳 本日の議事録署名人は14番、17番の方をお願いします。

事務局 矢永 （付議事項の朗読）

付議事項 （議事録署名委員の指名14番、17番）

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 外2名より、農地の転用に伴う所有権移転及び使用貸借権設定の許可申請が農地法第5条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏より、農地の転用に伴う許可申請が農地法第4条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第3号 農地転用計画変更承認申請について

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）

●●氏 外3名より、農地の所有権移転が農地法第3条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第5号 農用地利用集積計画における所有権移転について

議案第6号 令和5年度大刀洗町農地利利用集積計画（案）（11月分）について

議案第7号 あっせん申し出について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

報告第2号 農地改良行為届について

その他

議長 柳 それでは、議案第1号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条1番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は自己用住宅になります。

申請地は、都市計画法の用途地区内の第一種住居地域で第3種農地判断となります。雨水は北側の既存の水路に放流する計画です。上下水道は北側の道路に埋設されており、既存の管に接続する計画です。被害防除措置としてはコンクリートブロック3～5段を新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

15番 山見委員 土木長から水利は問題ないと聞いています。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。なければ私からお尋ねさせていただきたいのですが、農地を分断してしまう形での計画になっていますが、できるのですか。県は何も言わないのですか。

事務局 辻 申請地の南側は宅地に接しており、集落に接続しております。そもそもこの土地は用途地域内であり、第3種農地であるため、集落接続の要件を満たす必要もありません。東西に分断するような形にはなってしまいますが、両隣の隣接農地からも転用に関しての了承は得られているため、問題はないかと思われま

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条2番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は宅地の拡張と露天駐車場になります。

申請地は、都市計画法の用途地区内の第二種低層住居専用地域で第3種農地判断となります。申請地は宅地に囲まれて長年遊休農地となっていました。北側隣接地の●●さんが敷地が不足しており、駐車場も足りていないということから今回売買されることになりました。雨水は東側の道路側溝に放流する計画です。給水なし、

汚水雑排水は発生しません。被害防除措置としては既設・新設のコンクリートブロックを利用する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

15番 山見委員 草が人の高さまで伸びていて近所の人も言われていた所です。問題ありません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号3番の説明をお願いします。

#### <事務局 議案第1号 農地法第5条3番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は仮設道設置の一時転用になります。

申請地は、集団性や公共投資も無く、第1種農地と第3種農地の要件を満たさない農地であり、第2種農地となります。町発注のため池浚渫工事により、機械が通れるように幅4mの仮設道を設ける計画です。雨水は自然流下です。汚水雑排水は発生しません。被害防除措置としては土木シートを利用する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。工期は令和5年11月着工の令和6年3月完了予定です。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

5番 白石委員 目の前の道は通学路になっており、今までこの土地が荒地となって迷惑となっていました。ゴミも色々と捨てられており、ゴミ捨て場みたいにもなっていました。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

6番 久保委員 ため池との境界には何かあるのでしょうか。ブロックや柵なり。

5番 白石委員 土羽になっています。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。

15番 山見委員 隣の家の方は住んでいるのでしょうか。宅地も草木がすごいことになっていますが。

5番 白石委員 住んではいます。隣組にも入ってなく、役場から言われても聞かないみたいです。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第2号1番の説明をお願いします。

#### <事務局 議案第2号 農地法第4条1番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は盛土による農地改良になります。

調節池の表土を利用し、農地を道路と同じ高さに合わせて耕作しやすくするための申請です。申請地は、10ha以上の広がりのある農地になりますので第1種農地判断となります。雨水は西側の川に放流する計画です。給水なし、汚水雑排水は発生しません。被害防除措置は法面です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

16 番 黒岩委員 問題ないかと思えます。国道 3 2 2 号の拡幅により面積が減っている農地です。本家の叔母さんの土地を●●さんが耕作されているそうです。大雨の時には浸かってしまいます。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第 3 号 1 番の説明をお願いします。

<事務局 議案第 3 号 農地転用計画変更承認申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 令和 5 年 5 月に許可されていた自己用住宅の内容変更になります。主な変更点としては被害防除の方法です。元々コンクリートブロック 5 段の新設となっていたのですが、7 月の大雨でコンクリートブロックが壊れてしまったため、より強度の高い L 型擁壁に変更されております。ただし、当初の計画では申請地の雨水は全て宅内浸透で処理される計画となっており、L 型擁壁になると擁壁の下の部分の穴から水が漏れるということで隣接地の方ともめられていました。今回第三者の方を交えて同意書と合意書を交わされており、問題が生じた場合は業者が協議し対応するとされています。また、用水路の設置についても当初は農地側に設置する計画でしたが、申請地の敷地内を通すということで合意されています。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

15 番 山見委員 柵や用水路についてはこのようにしないと宅地は認めないだったり、雨水の問題で色々揉められていたみたいですが、同意書を取られてますので、今後問題が起きた場合はお互いで解決してもらおうことになります。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

6 番 久保委員 宅地の隣に 2 m 程空いてるのは何ですか。農道ですか。

15 番 山見委員 そこは雑種地です。売買を考えられていたみたいですが、金額の折り合いがつかなかったそうです。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第 4 号 1 番の説明をお願いします。

<事務局 議案第 4 号 1 番 農地法第 3 条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1 番は田 6 筆 5, 7 2 5 m<sup>2</sup>の売買で 1, 5 0 0, 0 0 0 円です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

12 番 秋吉委員 ●●さんが農業を辞めますということで農地を売買されています。買われる方が久留米の人なのでくれぐれも農地が荒れないようにお願いします。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第4号2番～3番の説明をお願いします。

<事務局 議案第4号2番～3番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 2番と3番は農地の交換です。2番の田1筆866㎡と畑1筆1,808㎡を3番の田1筆1,425㎡と畑1筆398㎡で交換されます。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

事務局 辻 担当委員は本日欠席のため、事前に意見を聞いております。用水は田越しとなっている地域であり、お互いに農業をしやすいようになるため問題ないだろうとのことです。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第4号4番～5番の説明をお願いします。

<事務局 議案第4号4番～5番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 4番は畑1筆423㎡の売買で423,000円です。

5番は畑1筆884㎡の売買で884,000円です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

事務局 辻 こちらも意見を聞いておりますが、どちらも長年遊休農地となっていた場所で耕作するような人もいないため、問題ないだろうとのことです。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第5号の説明をお願いします。

<事務局 議案第5号 農用地利用集積計画における所有権移転申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番については田1筆1,432㎡の売買で736,000円になります。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第6号の説明をお願いします。

<事務局 議案第6号 令和5年度大刀洗町農地利用集積計画（案）（11月分）について説明>

事務局 辻 基盤強化法による11月1日開始の利用権設定になります。表の見方については、「k」が期間借地、「n」が新規、「r」が再設定、数字が年数になります。ご自身

の担当地区の農地についてはよく確認していただけるようお願いします。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。  
続きまして、議案第7号の説明をお願いします。

<事務局 議案第7号 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番については①36㎡の畑②29㎡の畑2筆の売買希望です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。

3番 平田委員 これだけの面積だと隣の人とかでないと難しいと思うので、周囲の耕作者を教えてください。

事務局 辻 総会後にお調べします。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。あっせん委員は平田委員と渡邊委員の2名をお願いします。

続きまして、全てまとまった場所になりますので一括で2番～7番の説明をお願いします。

事務局 辻 2番については1, 195㎡の畑1筆の売買希望です。

3番については281㎡の畑1筆の売買希望です。

4番については944㎡の畑1筆の売買希望です。

5番については124㎡の畑1筆の売買希望です。

6番については392㎡の畑1筆の売買希望です。

7番については548㎡の田1筆の売買希望です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。あっせん委員は平田委員と渡邊委員の2名をお願いします。

続きまして、報告第1号の説明をお願いします。

<事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明>

議長 柳 以上のように解約がっておりますので、担当委員はそれぞれ確認をお願いします。  
続きまして、報告第2号の説明をお願いします。

<事務局 報告第2号 農地改良行為届について説明>

事務局 辻 調節池の表土を利用し779㎡の田を80cm盛土する改良行為の届出になります。

議長 柳 それではこれで全ての議事の審議を終わります。